

組合職員定数条例

(昭和 33 年 3 月 28 日)

改正 平成 19 年 3 月 28 日条例第 1 号

(定義)

第 1 条 この条例において、「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく職員をいう。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、1 名以内とする。

附 則

この条例は、公布の日（昭和 33 年 3 月 28 日）から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 1 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。